

「世界一安全な日本」創造戦略について

〔平成 25 年 12 月 10 日〕
閣 議 決 定

「世界一安全な日本」創造戦略について、別紙のとおり決定する。

「世界一安全な日本」創造戦略

平成25年12月10日

目 次

I	「「世界一安全な日本」創造戦略」の策定に当たって	1
II	治安の現状と戦略の概要	2
1	治安の現状	2
(1)	新たな脅威の出現・増大	2
(2)	社会の犯罪抑止力と国民の意識	2
2	新たな戦略のアプローチ	3
(1)	国民の社会・経済活動を支え、日本を強くする	3
(2)	総合的に取り組み、不断の検証・見直しを行う	3
3	戦略の構成	4
(1)	世界最高水準の安全なサイバー空間の構築	4
(2)	G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等	5
(3)	犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進	5
(4)	社会を脅かす組織犯罪への対処	6
(5)	活力ある社会を支える安全・安心の確保	7
(6)	安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策	8
(7)	「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化	9
III	戦略の内容	10
1	世界最高水準の安全なサイバー空間の構築	10
(1)	サイバー空間の脅威への対処	10
①	サイバー空間の脅威に関する実態把握のための情報収集の強化	
②	サイバー犯罪の取締り体制等の強化及び取締りの徹底	
③	サイバー攻撃への対処能力の向上	

- ④ サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上
- ⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化
- ⑥ コンピュータ・ウイルス対策の推進
- ⑦ 不正アクセス対策の推進
- ⑧ インターネットを利用した選挙運動の的確な違反取締り
- ⑨ サイバー犯罪対策に関する国際的な枠組みへの積極的参加
- ⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

(2) 民間事業者等の知見の活用12

- ① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上
- ② 日本版NCFTAの創設
- ③ 官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施
- ④ 民間事業者等との協力によるサイバー攻撃の未然防止対策の強化
- ⑤ 国際連携による研究開発等の推進

(3) 違法情報・有害情報対策13

- ① 違法情報・有害情報対策の強化
- ② コミュニティサイト等に起因する児童被害防止対策の推進
- ③ 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進
- ④ 情報モラル教育の着実な実施

(4) サイバー空間の安全・安心を確保するための環境整備15

- ① 通信履歴（ログ）の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討
- ② スマートフォンの安全利用のための環境整備
- ③ データ通信カード契約時等における本人確認徹底の要請
- ④ 情報セキュリティに関する普及啓発の推進
- ⑤ 高度情報セキュリティ産業及び人材の育成
- ⑥ 企業のサイバー空間における自主防衛力向上への支援

2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等16

- (1) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えたテロに強い社会の構築16
 - ① 官民一体となったテロに強い社会の実現
 - ② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

- (2) 原子力発電所等重要施設の警戒警備及び対処能力の強化17
 - ① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
 - ② 重要施設・要人等に対する警戒警備の徹底
 - ③ 緊急事態への対処能力の強化

- (3) 水際対策18
 - ① 空港・港湾における水際危機管理の強化
 - ② 厳格な出入国管理及び査証審査の徹底
 - ③ 海上及び海上からのテロ活動の未然防止
 - ④ 海上警備・沿岸警備の強化
 - ⑤ 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進

- (4) テロの手段を封じ込める対策の強化19
 - ① 爆発物の原料の管理強化
 - ② 化学剤等の厳格な管理
 - ③ マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の促進
 - ④ FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化
 - ⑤ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化
 - ⑥ FIUの機能強化
 - ⑦ 多様化する脅威に対応した効果的な諸対策の推進

- (5) 情報収集機能とカウンターインテリジェンス機能の強化20
 - ① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
 - ② 在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官等の体制強化
 - ③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
 - ④ TRT-2の充実強化
 - ⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

- ⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

- (6) 国際連携を通じたテロの脅威等への対処 ……………22
 - ① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
 - ② 航空保安対策・海上法執行能力の向上に向けた支援
 - ③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
 - ④ 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）」の締結

- (7) 大量破壊兵器等の国境を越える脅威に対する対策の強化 ……………23
 - ① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
 - ② 海賊対策の強化

- (8) 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応 ……………23
 - ① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
 - ② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
 - ③ 拉致問題の解決に向けた外交交渉の継続
 - ④ 北朝鮮による人権侵害問題に関する啓発活動の推進

- 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 ……………24
 - (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 ……………24
 - ① 少年・若年者等に対する指導及び支援の充実強化
 - ② 少年非行対策の推進
 - ③ 高齢又は障害により福祉の支援が必要な者に対する取組の推進
 - ④ 女性特有の問題に着目した指導及び支援の充実強化
 - ⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化
 - ⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化
 - ⑦ 暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化

 - (2) 協力雇用主、更生保護施設等への支援強化を含む住居と就労の確保による社会復帰支援の充実 ……………26
 - ① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進

- ② 就労支援の推進
- ③ 協力雇用主等に対する支援の推進
- (3) 健全な社会の一員としての社会への再統合 ……………27
 - ① 善良な社会の一員としての意識をかん養するための社会貢献活動の推進
 - ② 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実強化
 - ③ 満期釈放者等に対する指導及び支援の充実強化
 - ④ 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応
- (4) 保護司に対する支援の充実 ……………28
 - ① 保護司制度の基盤強化
- (5) 再犯の実態把握や施策の効果検証等を踏まえた効果的な対策の推進 …28
 - ① 再犯防止対策のための調査研究等の推進
 - ② 再犯防止に向けた情報連携体制の強化
- (6) 国民の理解促進のための広報啓発 ……………29
 - ① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定
 - ② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進
- 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 ……………29
 - (1) 暴力団対策等の推進・強化 ……………29
 - ① 組織犯罪情報の収集・分析及び相互活用の強化
 - ② 暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進
 - ③ 暴力団からの資金剥奪の強化
 - ④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底
 - ⑤ 民間取引等からの暴力団排除の推進
 - ⑥ 暴力団排除に取り組む市民等の安全の確保
 - ⑦ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化
 - (2) マネー・ローンダリング対策 ……………31
 - ① マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の促進【再掲】
 - ② FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化【再掲】

- ③ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化【再掲】
- ④ FIUの機能強化【再掲】

(3) 薬物対策の推進32

- ① 薬物乱用防止に向けた取組の推進
- ② 薬物犯罪組織の壊滅に向けた取組の強化
- ③ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等の新たな乱用薬物への対応
- ④ 薬物密輸の水際阻止の強化
- ⑤ 薬物対策に関する国際協力の推進

(4) 銃器対策の推進33

- ① 暴力団が管理する拳銃の摘発及び厳正な処分の促進
- ② 銃器密輸の水際阻止の強化
- ③ 銃器対策に関する国際協力の推進
- ④ 銃器根絶活動の推進
- ⑤ 厳格な銃砲刀剣類行政の推進

(5) 国際組織犯罪対策34

- ① 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約締結のための法整備
- ② 人身取引対策の推進
- ③ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備
- ④ 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）」の締結【再掲】
- ⑤ 刑事共助条約（協定）締結に向けた作業の推進
- ⑥ 国外逃亡被疑者対策の推進
- ⑦ 国際的な連携の推進
- ⑧ アジアを中心とした国際的な枠組みの積極的構築

(6) 組織的に敢行される各種事犯への対策35

- ① カード犯罪及び偽造通貨対策の推進
- ② 違法風俗店等対策の推進
- ③ ヤード対策の推進
- ④ 密漁事犯の根絶

⑤	ワシントン条約に基づく野生動植物の貿易管理	
⑥	希少野生動植物種保存対策の推進	
⑦	文化財の不法な輸出入等の規制	
⑧	環境犯罪対策の推進	
5	活力ある社会を支える安全・安心の確保	37
(1)	子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進	37
①	児童ポルノ対策の推進	
②	少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進	
③	児童虐待対策の推進	
④	子供や女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進	
⑤	ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進	
⑥	痴漢・盗撮事犯対策	
⑦	いじめ問題への対応の強化	
⑧	子供の通学路等の安全確保	
⑨	子供が安心して暮らせる環境づくりの推進	
⑩	高齢者を孤立させない地域づくりの促進	
⑪	人身取引対策の推進【再掲】	
(2)	特殊詐欺対策の強化	40
①	総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進	
②	特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策の推進	
③	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺事件の検挙	
(3)	生活経済事犯への対策の強化	41
①	模倣品・海賊版対策の強化	
②	悪質商法等に対する厳正な処分の実現	
③	悪質商法等による消費者被害の防止	
④	事業者に対する指導監督等の強化	
⑤	食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化	
⑥	ヤミ金融事犯対策の推進	
⑦	生活保護の不正受給対策の強化	
⑧	違法な不用品回収業者への対策の推進	

- (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進 …43
 - ① 防犯ボランティア活動に対する支援等の充実
 - ② 的確な犯罪情報及び地域安全情報の提供
 - ③ 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進
 - ④ 健全で魅力あふれるまちづくり（繁華街・歓楽街）の推進
 - ⑤ 多様な主体の参加による安全で安心な社会の構築及び生活安全産業の育成
 - ⑥ 防犯カメラ、CP部品等の普及促進及び空き家の実態把握等の推進
 - ⑦ 地域警察活動の強化
 - ⑧ 悪質交通違反の取締りの強化

- (5) 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進 ……………45
 - ① 自動車等盗難対策及び盗難車両等の不正流通防止対策等の推進
 - ② 自転車に関する盗難防止対策の推進
 - ③ 各種防犯システム等の開発及び普及促進

- (6) 犯罪被害者等の保護 ……………45
 - ① 刑事手続等における犯罪被害者等施策の推進
 - ② 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進
 - ③ 犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進

- 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 ……………46
 - (1) 水際対策 ……………46
 - ① 船舶を利用する不法出入国者の水際阻止
 - ② 効果的な入国審査の実施と空海港におけるパトロール等の強化【再掲】

 - (2) 不法滞在等対策 ……………47
 - ① 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進
 - ② 外国人雇用状況届出制度の活用の推進

 - (3) 情報収集・分析機能の強化 ……………47
 - ① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与
 - ② 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化	48
(1) 人的・物的基盤の強化	48
① 地方警察官の増員等の人的基盤の強化	
② 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化	
③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備	
④ 治安関係施設の整備の推進	
⑤ 現場警察活動を支える警察通信の体制強化	
⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進	
⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営	
⑧ 留置施設の整備と留置管理業務の効率化の推進	
⑨ 情報通信システムの強化	
⑩ FASTの充実	
⑪ 重要無線通信妨害対策の推進	
⑫ 死因究明体制の強化	
⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保	
(2) 証拠収集方法の拡充	50
① 時代に即した新たな捜査手法の導入	
② 客観的な証拠収集方法の整備	
③ 犯罪の取締りのための情報技術解析体制の強化	
(3) 犯罪の追跡可能性の確保	51
① 携帯電話のGPS位置情報に係る捜査の実効性の確保	
② 情報分析支援システムの高度化	
③ 通信履歴（ログ）の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討【再掲】	
④ データ通信カード契約時等における本人確認徹底の要請【再掲】	

I 「「世界一安全な日本」創造戦略」の策定に当たって

平成32年（2020年）に、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることとなった。夏季オリンピック競技大会が我が国で開催されるのは、昭和39年（1964年）以来、2度目である。

我が国は、終戦直後の焼け野原の中から奇跡的な経済成長を成し遂げ、国際社会の一員としての自信を取り戻し、世界有数の経済大国となったが、昭和39年（1964年）の東京オリンピックは、その一つの重要な契機であった。

近年の我が国は、20年以上続いた経済の低迷や東日本大震災を経験し、国民が自信や将来の希望を失ってしまっていたとも指摘されていた。しかし、昨年12月に第二次安倍内閣が発足し、経済の面で、いわゆる「三本の矢」が実行され、「もう一度、力強く成長できる」、そして、「世界の中心で再び活躍することができる」という未来への「希望」が確実に現れてきている。

こうした中で、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催は、震災からの復興を成し遂げ、「強い日本」としての自信を取り戻すための重要な契機となるものである。

そうした意味で、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感でき、また世界各国からの訪問者も共に安全に安心してオリンピック・パラリンピックの感動を共有できる、「世界一安全な国、日本」を創り上げることは、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功の前提として、絶対に成し遂げなければならない。

むしろ、2020年オリンピック・パラリンピックの開催地の決定において、我が国の勤勉で誠実な国民性、そうした国民の規範意識に支えられた我が国の良好な治安が大きな強みとなったことを踏まえれば、良好な治安を一層確固たるものとすることは、我が国の歴史的かつ国際的な使命であるともいえる。

以上のような認識に基づき、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、地域の絆や連帯の再生・強化を図るとともに、新たな治安上の脅威への対策を含め、官民一体となった的確な犯罪対策により良好な治安を確保することにより、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できる、「世界一安全な国、日本」を創り上げることを目指す。

Ⅱ 治安の現状と戦略の概要

1 治安の現状

(1) 新たな脅威の出現・増大

現在、我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった重大な脅威に直面している。これらの脅威は、サイバー空間の拡大と実社会との融合・一体化、全世界的な国際情勢の変化、経済情勢の変化等を受けて出現してきたものであり、脅威の性質と発生原因とを的確に踏まえた新たな対応を要するものである。

(2) 社会の犯罪抑止力と国民の意識

他方、我が国では、従来から、行政機関に加え、自主防犯活動に取り組むボランティア団体や再犯防止に取り組む方々を始めとする様々な主体や、社会に組み込まれている様々なシステムが社会の安全・安心に寄与してきたが、少子高齢化の進展、世帯規模の縮小、地域との関わりの希薄化といった社会構造の変化により、従来と同様の活動やシステムを維持することが必ずしも容易ではなくなっている。

平成24年7月に行われた内閣府の世論調査では、回答者の約4割が「現在の日本が治安がよく、安全で安心して暮らせる国だと思わない」と回答し、約8割が「ここ10年間で日本の治安は悪くなったと思う」と回答している。このことは、多くの国民が治安の現状に対して十分に満足していないことを示しているが、同時に、「ここ10年間で日本の治安は悪くなったと思う」と回答した者のうち、「治安が悪くなったと思う原因」として「地域社会の連帯意識が希薄となったから」を挙げた者の割合が最も高く、5割強を占めている。これまでも、地域連帯の再生は犯罪対策上重要で根本的な課題とされてきたが、その達成は依然として道半ばであると言わざるを得ず、防犯ボランティアや保護司等に支えられた「安全形成システム」を持続可能な形で強化・補完することがますます重要な課題となっている。

2 新たな戦略のアプローチ

(1) 国民の社会・経済活動を支え、日本を強くする

良好な治安を確保し、国民の生命、身体及び財産を守ることは、国の基本的な責務であって政府の最も優先すべき取組の一つであるが、それは同時に、様々な社会・経済活動を支えるものでもある。

例えば、的確な犯罪対策により良好な治安を確保することは、都市の競争力を向上させ、我が国の産業立地競争力を高め、強い経済を構築することに寄与する。良好な治安の確保は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功の前提でもある。また、子供や女性の安全が確保されていなければ、女性や若者が安心して社会で活躍し、その力を最大限に発揮することはできない。

一方で、情報化の進展が著しい昨今において、世界最高水準のIT社会を実現させるためには、新たな対応を要する治安上の脅威の典型であるサイバー犯罪・サイバー攻撃への対策によって我が国のサイバーセキュリティの水準を高めることが不可欠である。

(2) 総合的に取り組み、不断の検証・見直しを行う

平成15年9月以降、内閣において、犯罪対策閣僚会議を随時開催し、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」及び「水際対策を始めとした各種犯罪対策」の3つの視点を指針として犯罪情勢に即した各種の施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な犯罪対策を推進してきた。

このような対策の結果、我が国の治安は、刑法犯認知件数が戦後最悪期の半数以下に減少し、一定の改善が見られるようになった。これは、政府において、社会の在り方に着目し、目標を明確にして実施した総合的な犯罪対策の有効性を示すものである。

一方、今日においては、上述したようにサイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった新たな脅威が出現していることや、社会構造が変化していることを踏まえれば、今後の犯罪対策を進めるために新たな総合的な戦略を策定する必要性が生じている。

こうしたことを踏まえ、政府を挙げて、総合的な犯罪対策に取り組むこととし、同時に、今後の情勢の変化も踏まえ、不断に検証・見直しを行うこと

とする。

犯罪対策閣僚会議では、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた今後7年間の視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、「世界一安全な国、日本」を実現することを目標として、「世界一安全な日本」創造戦略」を策定し、以下のような施策を着実に推進する。

3 戦略の構成

(1) 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

第一は、「世界最高水準の安全なサイバー空間の構築」である。

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間と実空間とが途切れることなく結びつく傾向にある中で、サイバー空間の安全は国民の生活の安全や経済発展に直結する課題となっている。

サイバー犯罪・サイバー攻撃については、サイバー空間での匿名性等を悪用した違法情報・有害情報の拡散や詐欺等の犯罪に加え、情報システムの脆弱性を悪用・攻撃する事案が多発しており、組織的に行われたり、最新の高度な技術を悪用したりするケースも見られる。このようなことから、サイバー空間における脅威への対処において、民間事業者等の知見の活用や外国捜査機関等との連携がますます重要になっている。

このため、情報セキュリティ政策会議等における成果も踏まえつつ、

- ① サイバー空間の脅威への対処
- ② 民間事業者等の知見の活用
- ③ 違法情報・有害情報対策
- ④ サイバー空間の安全・安心を確保するための環境整備

に関する施策を推進することとし、具体的には

- ア) 不正アクセス対策の推進
- イ) 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上
- ウ) 日本版NCFTAの創設
- エ) 通信履歴（ログ）の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討

等に積極的に取り組んでいくこととする。

(2) G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

第二は、「G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等」である。

先般、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定したが、招致に際しては、東京が安全な都市であることが強調されている。テロ対策等を講じ、良好な治安を確保することは、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となるものである。

また、平成25年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、同年4月の米国でのスポーツイベントにおける爆弾テロ事件など、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。

このため、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部等における成果も踏まえつつ、

- ① 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えたテロに強い社会の構築
- ② 原子力発電所等重要施設の警戒警備及び対処能力の強化
- ③ 水際対策
- ④ テロの手段を封じ込める対策の強化
- ⑤ 情報収集機能とカウンターインテリジェンス機能の強化
- ⑥ 国際連携を通じたテロの脅威等への対処
- ⑦ 大量破壊兵器等の国境を越える脅威に対する対策の強化
- ⑧ 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- イ) 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- ウ) 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備等に積極的に取り組んでいくこととする。

(3) 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

第三は、「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」である。

我が国では、人数において約3割を占める再犯者が、件数においては約6

割の犯罪を実行している。また、受刑者数は近年減少する傾向にあるものの、入所受刑者に占める入所度数が2度目以上のいわゆる再入受刑者の割合は上昇の一途をたどっており、平成24年には入所受刑者の約6割を占めるまでになっている。

再犯防止対策を推進するためには、個々の対象者の特性に応じた効果的な取組の充実を図るとともに、一たび犯罪や非行をした者が社会的に孤立することなく地域において安定した生活を継続して営めるようにする必要がある。平成25年8月の内閣府による特別世論調査においては、「再犯防止のためには「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」ことが必要である」との回答が約6割を占めており、関係府省庁間の連携はもとより、地方公共団体、地域のボランティア、民間団体等社会の多様な分野の理解と協力を得ながら、再犯防止対策に取り組むことが必要である。

このため、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）も踏まえつつ、

- ① 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化
- ② 協力雇用主、更生保護施設等への支援強化を含む住居と就労の確保による社会復帰支援の充実
- ③ 健全な社会の一員としての社会への再統合
- ④ 保護司に対する支援の充実
- ⑤ 再犯の実態把握や施策の効果検証等を踏まえた効果的な対策の推進
- ⑥ 国民の理解促進のための広報啓発

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 少年非行対策の推進
- イ) 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化
- ウ) 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進
- エ) 協力雇用主等に対する支援の推進
- オ) 保護司制度の基盤強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

(4) 社会を脅かす組織犯罪への対処

第四は、「社会を脅かす組織犯罪への対処」である。

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する組織犯罪は、健全な経済・社会活動を歪め、市民の平穏な生活を脅かしている。特に暴力団

は、組織実態を不透明化させつつ、各種の資金獲得活動を行っている。東日本大震災からの復旧・復興事業等に介入している実態が明らかになっているのは、その一例である。九州北部を中心に事業者襲撃事件や対立抗争事件も頻発している。また、暴力団への利益供与と引き換えにその威力等を自らの利益拡大に利用し暴力団の活動を助長している者や、繁華街等で勢力を拡大させている準暴力団といった新たな形態の犯罪組織の存在もうかがわれる。

さらに、暴力団等による覚醒剤の密輸・密売事犯、合法ハーブ等と称して販売される薬物の蔓延による二次的犯罪や健康被害が、治安に対する新たな脅威となっている。

このため、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部等における成果も踏まえつつ、

- ① 暴力団対策等の推進・強化
- ② マネー・ローンダリング対策
- ③ 薬物対策の推進
- ④ 銃器対策の推進
- ⑤ 国際組織犯罪対策
- ⑥ 組織的に敢行される各種事犯への対策

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底
- イ) FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化
- ウ) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等の新たな乱用薬物への対応

等に積極的に取り組んでいくこととする。

(5) 活力ある社会を支える安全・安心の確保

第五は、「活力ある社会を支える安全・安心の確保」である。

安全・安心が確保されていることは、活力ある社会を作り出すための前提である。特に、子供・女性・高齢者の安全・安心を確保することは重要である。具体的には、いじめ、児童虐待、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案、振り込め詐欺等への対策に取り組む必要がある。このうち、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺については、平成24年の1日当たりの被害額が約1億円に上っており、その対策を講じることが急務である。

そのほか、これまで効果を上げてきた公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪の抑止対策についても、地域住民や事業者等と一体となっ

て引き続き取り組む必要がある。

このため、

- ① 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進
- ② 特殊詐欺対策の強化
- ③ 生活経済事犯への対策の強化
- ④ 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進
- ⑤ 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進
- ⑥ 犯罪被害者等の保護

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進
- イ) いじめ問題への対応の強化
- ウ) 総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進
- エ) 防犯ボランティア活動に対する支援等の充実
- オ) 多様な主体の参加による安全で安心な社会の構築及び生活安全産業の育成
- カ) 防犯カメラ、CP部品等の普及促進及び空き家の実態把握等の推進

等に積極的に取り組んでいくこととする。

(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

第六は、「安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策」である。

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

- ① 水際対策
- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 不法滞在对策、偽装滞在对策等の推進
- イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

(7) 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

第七は、「「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化」である。

(1) から (6) に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善、科学技術の活用等の多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。

このため、

- ① 人的・物的基盤の強化
- ② 証拠収集方法の拡充
- ③ 犯罪の追跡可能性の確保

に関する施策を推進することとし、具体的には

- ア) 地方警察官の増員等の人的基盤の強化
- イ) 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化
- ウ) 女性の視点を一層反映した組織運営
- エ) 時代に即した新たな捜査手法の導入
- オ) 客観的な証拠収集方法の整備

等に積極的に取り組んでいくこととする。

Ⅲ 戦略の内容

1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

(1) サイバー空間の脅威への対処

① サイバー空間の脅威に関する実態把握のための情報収集の強化

サイバー犯罪に関する窓口体制の整備、マニュアルの作成等による相談受理時の迅速かつ適切な対応の確保、広報啓発の実施等により、サイバー犯罪に関する相談を幅広く受理できる環境の整備を推進する。また、ハッカーからの情報提供に係る協力の確保や民間事業者からの情報の通報促進体制の構築を推進するほか、一般のインターネット利用者からの通報が期待し難い、登録サイト内等の違法情報・有害情報等を把握するため、サイバーパトロールの強化及びサイバー防犯ボランティアの促進を図る。

② サイバー犯罪の取締り体制等の強化及び取締りの徹底

警察庁におけるサイバー犯罪・サイバー攻撃対策全般に関する司令塔機能を強化し、サイバー犯罪情勢の変化に適切に対応するために必要な体制を整備するとともに、ビッグデータの分析能力の向上やウイルスに関するデータベースの構築等を推進しサイバー犯罪捜査及び解析機能を充実させる。また、全国一斉取締りや複数都道府県警察による合同捜査・共同捜査等を積極的に実施し、徹底的にサイバー犯罪を取り締まる。

③ サイバー攻撃への対処能力の向上

サイバー攻撃への対処能力を向上させるため、「サイバー防衛隊（仮称）」を新設するとともに、「サイバー攻撃分析センター」及び「サイバー攻撃特別捜査隊」の充実、情報収集・分析用資機材の整備等を図る。また、最新的情勢を踏まえた教育・訓練を実施するほか、外国治安情報機関等との情報交換等を通じたより高度な情報分析を行い、サイバー攻撃の実態解明を推進する。

④ サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上

サイバー攻撃に対する防御力・回復力を向上させるため、民間事業者等の知見の活用や国際連携の推進を図りつつ、対処態勢の構築・強化、情報共有等を推進する。具体的には、「GSOC」（政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム）を強化し、「CYMAT」（情報セキュリティ緊急支援チーム）と「CSIRT」（各府省庁等においてサイバー攻撃等によるシステム障害等が発生した場合に、迅速かつ適切に対処する機能を有する体制）との連携を強化するとともに、サイバー攻撃防御モデルの確立に向けた攻撃解析・防御演習・実証実験、各種のサイバー攻撃対処訓練等を実施する。

⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能を強化し、関係省庁等に適時適切な情報提供を行うとともに、外国情報機関による情報収集活動等の対日有害活動の未然防止・解決のため、サイバー空間におけるカウンターインテリジェンスに関する情報の集約・分析機能を強化し、関係機関との分析結果の共有等を推進する。

⑥ コンピュータ・ウイルス対策の推進

迅速かつ効果的な解析の実施等により、コンピュータ・ウイルスに係る犯罪の取締りを推進するとともに、警察とアンチウイルスベンダー等との情報共有を推進する。また、コンピュータ・ウイルス対策について、サイバー空間の一般利用者に対する広報啓発を行うとともに、サイト管理者等に対するセキュリティ意識を向上させるための取組を推進する。

⑦ 不正アクセス対策の推進

インターネットバンキング等に係る不正アクセスの実態解明及び被害拡大防止を図るとともに、連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃等の不正アクセスに係る新たな手法について、実態の把握等に努める。また、不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及等を通じて不正アクセスの抑止を図る。

⑧ インターネットを利用した選挙運動の的確な違反取締り

都道府県警察の体制を強化し、インターネットを利用した選挙運動の的確な違反取締りを推進する。

⑨ サイバー犯罪対策に関する国際的な枠組みへの積極的参加

「欧州評議会サイバー犯罪に関する条約委員会」等の国際会議における議論や、サイバー犯罪に関する条約の運営・普及に積極的に参画するとともに、二国間、国際連合等の多国間の枠組みを活用した、アジア太平洋地域諸国に対する積極的な技術援助活動を推進する。

⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

サイバー犯罪・サイバー攻撃について、国際的な枠組みへの積極的な参加等を通じた外国捜査機関等との効果的な情報交換の実施及び協力関係の構築や、外国捜査機関等に対する積極的な捜査共助の要請、外国捜査機関等と協力した的確な国際捜査を推進するとともに、捜査手法の高度化の実現及び最新の捜査手法習得のため、米国NCFTA (National Cyber-Forensics & Training Alliance) の捜査実習への職員の派遣及び外国へのリエゾンの派遣等に努める。

(2) 民間事業者等の知見の活用

① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor(The Onion Router)等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

② 日本版NCFTAの創設

産学官の有する情報を一元的に集約・分析して、サイバー犯罪・サイバー攻

撃の抑止対策及びサイバー空間における捜査にいかすため、秘密保持の在り方を含め、日本版NCFTAの創設について検討を行い、速やかに実施に移す。

③ 官民によるマルウェア感染防止・駆除の実証実験の実施

国内のマルウェア感染率の低下を図るため、官民連携による国民のマルウェア対策支援プロジェクトである「ACTIVE」(Advanced Cyber Threats response Initiative)を実施し、ISP(Internet Service Provider)等と連携して、マルウェア感染防止・駆除の実証実験を実施するほか、情報通信分野における民間事業者とサイバー攻撃情報の共有を行うなど官民連携を推進する。

④ 民間事業者等との協力によるサイバー攻撃の未然防止対策の強化

民間事業者等との協力を推進してサイバー攻撃の未然防止を図るために、「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」、「サイバーテロ対策協議会」等における活動の強化、サイバー攻撃に係る情勢分析の民間委託、ソフトウェアの開発等のセキュリティ上の弱点に対処するための取組、サイバー攻撃情報を共有する「サイバー情報共有イニシアティブ」の整備・運用等を推進する。また、民間事業者等に対するサービス妨害攻撃や不正プログラムの配布等のサイバー攻撃について、海外機関との連携を含め、その停止・防止に向けた取組を実施する。

⑤ 国際連携による研究開発等の推進

国内外のISP、大学等との協力により、サイバー攻撃及びマルウェア等に関する情報を収集するネットワークを国際的に構築し、諸外国と連携してサイバー攻撃の発生を予知し即応を可能とする技術の研究開発及び実証実験を実施する。特に、ASEAN諸国とは、平成25年9月に開催された「日・ASEANサイバーセキュリティ協力に関する閣僚政策会議」の成果である技術協力プロジェクト、「JASPER」(Japan-ASEAN Security PartnERship)の一環として連携を進め、研究開発等を推進する。

(3) 違法情報・有害情報対策

① 違法情報・有害情報対策の強化

インターネット上には、インターネット・ホットラインセンター等からの

違法情報・有害情報の削除依頼に応じないサイトが存在していることから、違法情報・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の普及促進を行うなど、サイト管理者等の自主的な取組を強力に推進するとともに、こうした削除依頼に一切応じない悪質なサイト管理者に対する実効的な措置について検討する。また、民間事業者等との連携の強化に加え、インターネット・ホットラインセンターの業務を充実させるほか、サイバー犯罪をめぐる情勢の変化を踏まえて、必要に応じて、違法情報・有害情報類型の見直しを検討する。

② コミュニティサイト等に起因する児童被害防止対策の推進

コミュニティサイトや出会い系サイト、スマートフォンアプリに起因する福祉犯被害の実態を把握するとともに、スマートフォンを含めた携帯電話へのフィルタリング等の更なる普及促進、出会い系サイトの運営者への指導や、コミュニティサイト事業者に対する働き掛け、研修会を通じた保護者等への啓発活動等を推進するほか、民間事業者に対してゾーニング等の技術的な措置の徹底を含め、積極的な対策を講じるよう求めていく。

③ 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づいて策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」（平成24年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、青少年が安全・安心にインターネットを利用できるようにするため、スマートフォンを始めとする新たな機器への対応、保護者に対するフィルタリング等の普及啓発の強化、国・地方公共団体及び民間団体の連携強化等を推進する。

④ 情報モラル教育の着実な実施

新学習指導要領に基づき、全ての小中高等学校において、各学校段階、児童生徒の発達段階等に応じた情報モラル教育を着実に実施するとともに、通信関係団体等と連携し、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした子供のインターネットの安全・安心な利用のための啓発講座（e-ネットキャラバン）を全国で開催する。

(4) サイバー空間の安全・安心を確保するための環境整備

① 通信履歴（ログ）の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討

サイバー犯罪に対する事後追跡可能性を確保するため、「サイバーセキュリティ戦略」（平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定）に基づき、関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について、所要の措置を講ずることができるよう検討を行い、可能な範囲で速やかに一定の結論を得る。また、サイバー犯罪捜査においては、事後的な犯人の追跡に困難を伴うケースが多々あることから、買受け捜査を積極的に活用するとともに、新たな捜査手法について検討する。

② スマートフォンの安全利用のための環境整備

スマートフォンの安全利用のため、民間事業者等と連携し、適正なアプリを評価する仕組みを構築するなど、違法アプリ対策のための施策を推進する。また、スマートフォン安全利用のガイドラインを活用するなど、スマートフォン利用時の留意事項に関する広報啓発を実施する。

③ データ通信カード契約時等における本人確認徹底の要請

サイバー犯罪の事後追跡可能性を確保するため、民間事業者に対して、データ通信カード契約時における公的書類による本人確認の実施やインターネットカフェ利用者の本人確認の徹底、無線LANの無権限利用を防止するための広報啓発等を行うよう要請する。また、現在の携帯電話不正利用防止法では本人確認義務の対象外とされているデータ通信カードの契約時における公的書類による本人確認の在り方について検討する。

④ 情報セキュリティに関する普及啓発の推進

「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、新たな情報セキュリティ普及啓発プログラムを策定し、「情報セキュリティ月間」の充実を図るとともに、「インターネット安全教室」等の全国における実施、情報セキュリティ・ポータルサイト「ここからセキュリティ！」の提供、「不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会」等の民間事業者との会議の開催、サイバー防犯ボランティアの活用、各種ウェブサイトの活用や「フィッシング対策協議会」など、あらゆる機会・手段を通じてサイバー空間の一般利用者等の情報セキュリティに

関する認識の更なる醸成とリテラシーの向上を図る。

⑤ 高度情報セキュリティ産業及び人材の育成

大手先端企業に対して機密情報の窃取を目的とした巧妙な標的型攻撃が行われるなど、昨今のサイバー攻撃の手法が年々複雑化していることに鑑み、アンチウイルスベンダーやデジタルフォレンジック産業等の高度情報セキュリティ産業の育成支援方策を検討するとともに、高度情報セキュリティ人材の育成支援を行う。

⑥ 企業のサイバー空間における自主防衛力向上への支援

制御システムの安全性を確保するため、セキュリティ検証施設を活用したシステム安全性評価や認証手法等の研究開発を実施するとともに、企業における安全な情報資産管理や事業継続を促進する情報セキュリティガバナンスの普及を推進する。

2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

(1) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えたテロに強い社会の構築

① 官民一体となったテロに強い社会の実現

国、地方公共団体及び関係機関が、「あらゆるテロを許さない」という共通の理念の下、情報共有等を通じて民間も交えた緊密な連携を確保し、官民一体となったテロに強い社会の実現に向けた態勢を構築する。また、諸外国の法制も参考としつつ、有効・適切な諸制度の検討を含め、今後必要とされるテロ対策について不断の検証と見直しを行う。

② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、多くの人が集まるスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等におけるテロ対策等を強化し、同イベント等を安全かつ円滑に開催するため、入国審査体制の強化、鉄道・航空等の交通機関の各事業者や施設管理者に対する巡回警備の

強化や監視カメラの増設等の要請、関係機関や主催者等と連携した警戒警備体制の強化を推進する。また、必要な施設・装備資機材の整備及び人材育成の強化を推進するとともに、サイバー攻撃やテロ等に関する情報収集機能や未然防止対策の強化、各種事態への対処能力の向上等を推進する。

(2) 原子力発電所等重要施設の警戒警備及び対処能力の強化

① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

原子力発電所に対するテロの未然防止のため、SAT（特殊部隊）等の装備資機材等の充実、警察・自衛隊等の関係機関及び事業者が一体となった実践的な共同訓練の実施等を推進するほか、事業者の防護措置の実効性を確保するための定期的な核物質防護検査、不穏・危険動向に関する情報収集、事業者に対する立入検査や自主警備の指導等を引き続き実施する。また、IAEA（国際原子力機関）の核セキュリティ勧告文書を速やかに国内で実施するとともに、個人の信頼性確認制度の導入に向け、同制度について、平成26年3月の核セキュリティサミットまでに方向性を示すことを目指す。

② 重要施設・要人等に対する警戒警備の徹底

政府関連施設、外国公館等の重要施設や要人等につき、警戒体制・要領等の随時見直しを行うとともに、施設管理者等との連携等により、情勢に応じた警戒警備を徹底する。

③ 緊急事態への対処能力の強化

緊急対処事態を想定した国民保護訓練、原子力発電所等に対するテロ発生を想定した共同訓練等の各種訓練を実施し、関係機関の対処能力強化や関係機関相互の連携強化等を図るとともに、SAT、NBCテロ（核物質、生物兵器及び化学兵器を用いたテロ）対応専門部隊、特別高度救助隊、高度救助隊等の装備資機材の充実を図る。また、化学剤（化学兵器原料）、生物剤、放射能、核等を利用した攻撃の脅威に対する自衛隊の対処能力を強化する。

(3) 水際対策

① 空港・港湾における水際危機管理の強化

各国際空港及び国際港湾において、空港・港湾危機管理（担当）官を中心に、関係機関における連携を進め、情報交換・監視警戒等の水際対策を強化するとともに、事案発生時の対応能力の強化のため、テロ事案等を想定した合同訓練を実施する。また、港湾保安委員会等の枠組みを活用し、関係機関との情報連絡・警戒・検査等の強化に関し、関係機関との連携を強化する。

② 厳格な出入国管理及び査証審査の徹底

出入国審査において、外国人の個人識別情報、事前旅客情報システム、「ICPO（国際刑事警察機構）紛失・盗難旅券データベース」等の情報を活用し、情報収集・分析能力を充実強化することにより、厳格かつ効果的な入国審査を行うとともに、海港におけるパトロール及び臨船審査、空港の直行通過区域におけるブローカーによる不正行為を防止するためのパトロール等を実施する。また、在外公館においては、査証官の増員を図るなど、査証審査体制の強化を図る。

③ 海上及び海上からのテロ活動の未然防止

原子力発電所・米軍施設等の臨海部重要対象施設に対する巡視船艇・航空機による警戒やテロ対処訓練を実施し、警察官等の個人装備等を整備するとともに、臨海部重要施設事業者に対し、自主警備に関する指導を行う。また、旅客の往来が活発化する期間を重点として、旅客船・カーフェリーへの警乗や旅客ターミナルの警戒を強化する。

④ 海上警備・沿岸警備の強化

我が国の領海への不審船・工作船の侵入や船舶を利用した密出入国への対処を万全とするため、沿岸部におけるパトロール等を強化する。また、海上・沿岸での警戒監視活動を強化するため、情報収集・分析体制及び外国機関との情報交換を質的・量的に充実させる。

⑤ 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進

SOLAS条約（海上人命安全条約）の一部改正を受けて施行された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、国際航海船舶等

の入港に際して事前通報を義務付けた上で、保安体制の確認、立入検査やPSC（外国船舶の監督）による抽出検査等を実施するとともに、国際港湾施設に対して行われるおそれのあるテロ等の危害行為の防止を図るため、施設内の巡視等の保安対策を徹底する。

（４）テロの手段を封じ込める対策の強化

① 爆発物の原料の管理強化

爆発物の原料となり得る化学物質について、取引時の本人確認や不審な購入者の通報等の取組を事業者に促すことにより、爆発物の原料について適切な管理を行うとともに、不審な購入者の通報の義務付け等による更なる管理強化に向けた方策について検討する。

② 化学剤等の厳格な管理

化学剤、生物剤、毒素、核物質等について、関係法令の下で、取扱事業者を対象とした保管・管理の徹底等の指導や、取扱施設に対する立入検査等を適時適切に実施する。

③ マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の促進

薬物犯罪収益等を含む犯罪収益等の剥奪を徹底し、犯罪収益等がテロ行為を含む犯罪組織の維持・拡大に利用されること等を防止するため、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令を活用して、マネー・ローンダリング事犯を的確に処罰する。

④ FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化

FATF（マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な政府間会合）第三次審査で指摘された事項の改善を図るとともに、FATF第四次審査に対応するため、特定事業者による顧客管理の強化、テロリスト等の財産凍結に関する制度の拡充等を着実に実施し、FATF勧告等に適切に対応する。また、平成25年6月のG8ロック・アーンサミットで表明した「法人及び法的取極めの悪用を防止するための日本の行動計画」を着実に実施する。

⑤ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化

平成25年4月から全面施行された改正犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行う取引時確認並びに確認記録及び取引記録等の作成等の措置が確実に履行されるように、指導監督を強化するほか、特定事業者を対象とした説明会を開催するなど、引き続き、制度についての広報啓発に努める。

⑥ FIUの機能強化

マネー・ローンダリング事犯の検挙や犯罪収益の剥奪等を強力に推進するため、外国FIU（資金情報機関）との情報交換枠組みの更なる構築に努めることや、犯罪収益移転防止法の規定に基づき届け出られた疑わしい取引情報に係る分析能力を強化することにより、FIUの機能強化等を図る。

⑦ 多様化する脅威に対応した効果的な諸対策の推進

治安に影響を及ぼし得る様々な事象について、インターネットを中心とした情報収集・分析機能の強化・高度化を図るとともに、こうした諸情勢を捉えた抗議行動の大規模化等に対応するため、機動隊等の装備資機材の充実、実戦的訓練による対処能力の向上、事業者等と連携した管理者対策の実施、各種動向に関連する違法行為に対する取締りを徹底するなど、適切かつ効果的な警備諸対策を推進する。

(5) 情報収集機能とカウンターインテリジェンス機能の強化

① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

テロの脅威への対策として、内閣情報会議、合同情報会議等を通じて関係省庁が緊密に連携し、情報の集約・分析機能の強化に努めることにより、情報コミュニティ間における情報共有を促進するとともに、官邸の政策部門に対する適時適切な情報提供を行う。

② 在外公館における警察アタッシェ、防衛駐在官等の体制強化

在アルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ、在外公館における警察出身のアタッシェ及び警備対策官の体制強化、防衛駐在官が配置されていないアフリカ地域等への防衛駐在官の新規派遣等を通じ、治安情報機関及び国防当局等の赴任国関係当局との接触や出張等を通じた多様な情報収集活動の強化を推進

する。

③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

関係省庁が緊密な連携を確保し、諸外国治安情報機関との情報交換を拡大すること等により、テロリストの諸活動、北朝鮮等に関する情報の収集・分析機能強化を図る。また、テロの「兆し」に係る情報の提供を確実に受けられるよう、テロに使用される恐れのある施設の管理者や各種物質の取扱事業者等に対する働き掛けを強化する。

④ TRT-2の充実強化

TRT-2（国際テロリズム緊急展開班）のより迅速な派遣を実現させるため、事前にメンバー全員に数次旅券を発給するなど、平素からの準備措置を徹底するとともに、TRT-2による情報収集活動を更に強化するため、指揮体制の強化、装備資機材の整備、派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成、テロ発生直後の危険地域に派遣となる要員の処遇改善等を推進する。

⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化

外国による情報収集活動等の対日有害活動に的確に対処するため、情報収集・分析体制の充実強化や適時適切な情報共有を推進するほか、各種違法行為の取締りを徹底するとともに、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）に基づき、特別管理秘密に係る基準の適正な運用や研修の拡充等を図る。また、これらの取組に加え、「特定秘密の保護に関する法律」の的確な運用を図り、政府全体の情報保全の強化を推進する。

⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り

極左暴力集団による飛翔弾発射等のテロ、ゲリラ、右翼による要人・政府機関等に対するテロ、オウム真理教等による各種違法行為等の未然防止に向け、情報収集・分析機能の強化及び高度化を図るとともに、各種違法行為に対する取締りを徹底する。

(6) 国際連携を通じたテロの脅威等への対処

① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

多様化・複雑化する国際テロの防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、引き続き幅広い国際協力の推進、途上国の対処能力向上支援等を基本方針として、多国間・二国間枠組み等を通じた国際テロ対策協議に参画し、テロ対処能力向上支援の強化を推進する。

② 航空保安対策・海上法執行能力の向上に向けた支援

テロの脅威を低減するため、JICA（国際協力機構）と協力して航空保安セミナーを実施するなど、国際的な航空保安体制強化への協力を継続するとともに、東南アジア諸国及びソマリア周辺海域の沿岸国へ、JICAの枠組みにより様々な分野の専門的な知識を有する海上保安官を専門家として派遣すること等により、海上保安機関の能力向上支援を引き続き実施する。

③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備

テロの脅威等からの在外邦人保護のため、米国等の主要国に加えてアラブ・中東諸国等に職員派遣することや、友好国との協力を強化すること等により、情報収集・分析機能を強化するとともに、国際テロ情勢等に係る外国機関との情報交換・共有を促進し、取得した情報を適切に関係機関で共有する。また、安全対策連絡協議会等の定期開催や、国内危機管理セミナーや在外危機管理セミナー等の開催を通じて、在外邦人の安全確保のための官民による情報共有・連携を強化する。

④ 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）」の締結

査証免除措置の下で安全な国際的渡航を一層容易にしつつ、両国国民の安全を強化するため、「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）」を締結し、関係国内法令制定を始めとする協定実施のために必要な基盤を整備する。

(7) 大量破壊兵器等の国境を越える脅威に対する対策の強化

① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

北朝鮮・イラン等の拡散懸念国等による大量破壊兵器、通常兵器関連物資、技術の不正な調達等に関し、我が国の情報収集・分析機能を強化するとともに、関係省庁が緊密に連携した取締りを強化する。また、国連安全保障理事会諸決議を着実に実施しつつ、国際輸出管理レジーム及びPSI（拡散に対する安全保障構想）への積極的な参加、懸念国からの査証申請の厳格化等研究機関等からの拡散を防止するための措置、「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約2005年議定書」及び「改正核物質防護条約」の締結に向けた検討を行うとともに、テロ対策の観点も含めた安全保障貿易管理を国内外の関係機関と連携して厳格に実施するなど、大量破壊兵器関連物資等の拡散防止のための取組を強化する。

② 海賊対策の強化

海賊対策として、ソマリア沖・アデン湾において自衛隊による海賊対処行動を実施し、派遣した海上自衛隊の護衛艦に海上保安官を引き続き同乗させるほか、東南アジアやソマリア周辺沿岸国の海上保安機関の法執行能力向上支援、各国海上保安機関との連携強化を実施する。また、海賊多発海域を航行する日本船舶において小銃を用いた特定警備を実施することができること等について規定した「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用を図り、その航行の安全を確保する。

(8) 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応

① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを北朝鮮に対し引き続き強く求め、対北朝鮮措置の実施、捜査・調査の徹底、内外世論の啓発、国際社会との連携等を政府一体となって全力で推進する。

② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

北朝鮮による拉致容疑事案等の真相解明に向けて、国内における情報収集・分析体制を充実させるとともに、外国治安情報機関との情報交換及び海外における情報収集活動等を充実させることで、情報収集・分析機能を強化する。また、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、徹底した捜査・調査を進めるほか、対北朝鮮措置違反等に対して厳格な法執行を行う。

③ 拉致問題の解決に向けた外交交渉の継続

北朝鮮に対し、拉致問題の解決に向けた具体的な行動を強く要求する。また、米国、韓国を始めとする関係国と緊密に連携するとともに、北朝鮮人権状況決議案の提出や北朝鮮における人権に関する国連調査委員会の活動への協力等により、国連を始めとする多国間の枠組みにおける協調を更に強化する。

④ 北朝鮮による人権侵害問題に関する啓発活動の推進

国民的問題である拉致問題等への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」中においてシンポジウム等の開催等を行う。また、関係省庁・地方公共団体におけるポスターの掲出、チラシ等の配布、メディアによる周知・広報、講演会・写真パネル展の開催等様々な啓発活動を実施する。

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

(1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化

① 少年・若年者等に対する指導及び支援の充実強化

少年鑑別所における「法務省式ケースアセスメントツール」の導入・活用、少年鑑別所における専門的知識等を活用した、地域社会における非行及び犯罪の防止に資する相談業務を推進する。また、少年院において、関係機関等と連携した処遇検討会を開催するとともに、高等学校卒業程度認定試験の受験機会の拡大等を推進する。さらに、少年・若年の保護観察対象者に対し、個々の特性に応じた指導・支援を実施するとともに、保護者の監督・監護力の強化のための働き掛けを行う。

② 少年非行対策の推進

非行・犯罪に陥った子供・若者に対する適切な支援等を行うため、学校・警察等の地域の関係機関等の連携の推進を図るなど、非行防止等のための総合的な取組を推進する。具体的には、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化により、少年の健全な育成を図るため、警察等の関係機関が連携し、非行少年等への就学・就労の支援や農業体験活動等の不良交友関係に代わる居場所づくり、非行防止教室の実施等による小学生等の規範意識の醸成、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導の実施等の取組を通じた「非行少年を生まない社会づくり」を推進するとともに、少年院出院者等の立ち直りを支援するための方策について検討するほか、少年の非行集団への加入阻止及び非行集団の解体補導を推進する。また、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」とし、国・地方公共団体等が相互に協力しながら、地域一体となった青少年の非行防止等の各種取組を推進する。

③ 高齢又は障害により福祉の支援が必要な者に対する取組の推進

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な受刑者等が円滑に社会復帰するために、理学療法士や作業療法士等の刑事施設への配置及び専門的処遇プログラムの検討を行うとともに、福祉の支援が必要な受刑者等に対して、釈放後速やかに福祉サービスを受けることができ、また、帰住先の確保及び釈放後の地域への定着が促進されるよう、保護観察所と地域生活定着支援センターとの連携、弁護士等専門家の法的助言の活用等を推進する。また、福祉機関等との事前調整による充実した更生緊急保護を行い、その今後の在り方について検討する。

④ 女性特有の問題に着目した指導及び支援の充実強化

女性被収容者の中には、被虐待体験による心的外傷を持つ者や摂食障害等の女性特有の問題を抱えている者がいることから、刑事施設及び少年院において、女性特有の問題に応じた処遇プログラム等を検討する。

⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設等における薬物依存の問題を抱える者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた、実施体制の見直しを行う。また、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、地方更生保護委員会及び保護

観察所が、個々の対象者の再犯リスクを適切に把握した上で、専門的な処遇プログラムによる指導、薬物依存症の治療を受けるための調整、帰住先や就労先の確保に向けた支援、薬物事犯者の家族等に対する相談支援等を、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との更なる連携策を検討しつつ実施する。

⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。また、性犯罪者を含め、再犯防止の必要性が高い犯罪者の再犯を防止するために、再犯の実態や既存の対策の効果等に関する調査研究の結果を踏まえ、関係省庁が連携しながら、再犯を防止するために効果的な施策について検討する。

⑦ 暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援の充実強化

刑事施設におけるアルコールに係る問題を抱えた者に対する指導体制の強化、暴力団からの離脱指導の充実、対人暴力の問題に対する専門の処遇プログラムの充実、少年院における対人暴力・不良交友等の問題性を抱える者に対する効果的な指導方法の開発、少年院の在院者に自己有用感を体得させるための社会貢献活動の体系化を図るとともに、処遇上特に注意を要する保護観察対象者について、生活状況の綿密な把握に努め、問題の改善に向けた指導を行う。

(2) 協力雇用主、更生保護施設等への支援強化を含む住居と就労の確保による社会復帰支援の充実

① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保の推進

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。また、協力雇用主や住居確保支援の取組を行う民間団体と連携した就労と結び付く住居の安定的な確保策について検討する。

② 就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを

活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

③ 協力雇用主等に対する支援の推進

刑務所出所者等を雇用する協力雇用主を保護観察官の処遇協力者として位置付け、協力雇用主が刑務所出所者等に対して行う職場定着のための生活指導の実施等について謝金を支払う「職場定着協力者謝金制度」の充実を図るとともに、法務省が行う施設整備における競争入札（総合評価落札方式）において、刑務所出所者等を雇用する民間の事業主に対しポイントを加点する優遇措置の検討及び同措置の地方公共団体等における拡大を図るなど、協力雇用主等に対する物心両面の支援を推進する。

（３）健全な社会の一員としての社会への再統合

① 善良な社会の一員としての意識をかん養するための社会貢献活動の推進

保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加えることを含む「刑法等の一部を改正する法律」の施行を見据え、社会貢献活動を通じて保護観察対象者の自己有用感、社会性及び規範意識を向上させる取組を、保護観察所が関係機関・団体及び民間協力者の協力を得つつ、推進する。

② 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実強化

刑事施設において、犯罪被害者団体等と連携して、犯罪被害者等の心情を理解させ、謝罪や被害弁償につなげるための指導の充実強化及び指導者の育成を図るとともに、少年院において、犯罪被害者等に対する謝罪を含めた新たなプログラムを検討する。また、更生保護官署において、心情等伝達制度を中心とした事例の収集・分析を行い、犯罪被害者等の心情等の的確な聴取、保護観察対象者への効果的な伝達等に関する指針を作成する。

③ 満期釈放者等に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設における満期釈放者に対する指導体制の強化を図る。また、満期釈放者及び保護観察終了者に対する調査を実施し、支援の必要性が高い者については、更生緊急保護による住居と就労等に関する支援を確実に実施する施策について検討する。さらに、更生保護サポートセンターを活用した保護観察終了者等に対する相談・支援の在り方を検討する。

④ 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から、施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため、懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた準備及び施行後における適正な運用を行う。

(4) 保護司に対する支援の充実

① 保護司制度の基盤強化

地域事情に即したきめ細かな保護司活動が更生保護制度の基底であることを踏まえ、保護司となる人材を将来にわたって安定的に確保するため、更生保護サポートセンターの拡充や研修の充実を図るとともに、保護司会が行う広報啓発等に対する支援を行う。また、保護司の様々な負担軽減のため、保護司の複数担当の運用を実施するほか、保護司を包括的に支える保護観察官の体制整備を図る。

(5) 再犯の実態把握や施策の効果検証等を踏まえた効果的な対策の推進

① 再犯防止対策のための調査研究等の推進

性犯罪者に関する調査研究、少年院出院者とその保護者に関する調査研究、窃盗事犯者に関する調査研究、高齢犯罪者・障害を有する犯罪者の処遇に関する調査研究など、再犯の実態や対策の効果検証に関する調査研究を実施する。また、効果的な再犯防止の実現のため、刑務所における特色ある事業の展開や組織の在り方について検討する。

② 再犯防止に向けた情報連携体制の強化

関係機関が個々の対象者に対し一貫性のある処遇を行うとともに、実施された処遇の効果を事後的に検証し、更に効果的な対策につなげるため、刑事手続等の各段階において収集されたデータの管理及び利用の在り方等について検討するとともに、データベース等の利活用を始め、関係機関における広範かつ有機的な情報連携のための体制を構築する。また、関係機関が協力して、子供対象・暴力的性犯罪に係る出所者情報を共有するとともに、対象者の同意の上で警察職員が実施する面談等により対象者の再犯防止等を図る取組を推進する。

(6) 国民の理解促進のための広報啓発

① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。

② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、「社会を明るくする運動」等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

4 社会を脅かす組織犯罪への対処

(1) 暴力団対策等の推進・強化

① 組織犯罪情報の収集・分析及び相互活用の強化

暴力団、準暴力団、来日外国人犯罪組織等に打撃を与えるため、組織犯罪情報の収集及び活用のための基盤を整備し、これらの情報の収集・分析及び相互活用を強化する。

② 暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進

凶悪な犯罪を敢行し、資金獲得活動を巧妙化させる暴力団や、繁華街等で勢力を拡大させている準暴力団に対する取締りを強化するため、捜査用資機材の整備を図るほか、関係機関における情報共有を推進し、通信傍受等のあらゆる捜査手法や行政権限の発動を駆使した取締り等を徹底する。また、暴力団と共生する者について、暴力団を利用する行為や暴力団への利益供与を防止するための施策等を推進し、その存在の解消を図る。

③ 暴力団からの資金剥奪の強化

警察と証券取引等監視委員会、税務当局等の関係機関との人事交流等を通じ、関係機関における連携の強化、更なる情報交換の推進を図るとともに、課税の徹底、組織的犯罪処罰法の没収・追徴等に係る規定の積極的かつ効果的な活用等により、犯罪収益を含めた暴力団からの資金の剥奪の徹底及び暴力団犯罪による被害回復の促進を図る。また、暴力団の資金をより確実に剥奪するための方策について検討する。

④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底

暴力団が介入し、資金獲得を図っている業の許認可要件に暴力団排除条項を導入するほか、東日本大震災からの復旧・復興事業、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた施設整備事業等を含めた、国及び地方公共団体のあらゆる公共事業等の入札・契約から、暴力団の排除を徹底する。また、さらなる暴力団排除のための制度の導入を促進するとともに、不動産競売・公売への暴力団の参加防止等の方策について検討する。

⑤ 民間取引等からの暴力団排除の推進

暴力追放運動推進センター、弁護士会等と緊密に連携し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を踏まえた、事業者等による契約書や取引約款における暴力団排除条項の導入及び活用等の取組を促進するとともに、暴力団排除に取り組む事業者等に積極的かつ適正な暴力団情報の提供を行うなど、暴力団の組織又は活動に真に打撃を与える暴力団排除施策を推進する。特に、金融・クレジット業界において、業界内で暴力団情報を共有できるよう必要な取組を行う。

⑥ 暴力団排除に取り組む市民等の安全の確保

暴力団排除に取り組む市民等の安全を確保するため、暴力団対策法の行政命令の効果的発出、警察組織の総合力を発揮した警戒・保護活動、装備資機材の整備等を推進するとともに、暴力追放運動推進センター、弁護士会等との連携を強化し、暴力団の代表者等に対する損害賠償請求訴訟及び暴力団事務所の使用差止請求への支援を推進する。

⑦ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化

警察や矯正施設等の関係機関間の連携やボランティアの活用等により、若者の暴力団への加入を防止するとともに、暴力団からの離脱を促進し、就労を支援するための取組を強化する。

(2) マネー・ローンダリング対策

① マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の促進【再掲】

薬物犯罪収益等を含む犯罪収益等の剥奪を徹底し、犯罪収益等がテロ行為を含む犯罪組織の維持・拡大に利用されること等を防止するため、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令を活用して、マネー・ローンダリング事犯を的確に処罰する。

② FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化【再掲】

FATF第三次審査で指摘された事項の改善を図るとともに、FATF第四次審査に対応するため、特定事業者による顧客管理の強化、テロリスト等の財産凍結に関する制度の拡充等を着実に実施し、FATF勧告等に適切に対応する。また、平成25年6月のG8ロック・アーンサミットで表明した「法人及び法的取極めの悪用を防止するための日本の行動計画」を着実に実施する。

③ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化【再掲】

平成25年4月から全面施行された改正犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行う取引時確認並びに確認記録及び取引記録等の作成等の措置が確実に履行されるように、指導監督を強化するほか、特定事業者を対象とした説明会を開催するなど、引き続き、制度についての広報啓発に努める。

④ FIUの機能強化【再掲】

マネー・ローンダリング事犯の検挙や犯罪収益の剥奪等を強力に推進するため、外国FIUとの情報交換枠組みの更なる構築に努めることや、犯罪収益移転防止法の規定に基づき届け出られた疑わしい取引情報に係る分析能力を強化することにより、FIUの機能強化等を図る。

(3) 薬物対策の推進

① 薬物乱用防止に向けた取組の推進

薬物乱用の根絶を図るため、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、「「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」のキャンペーン活動等の薬物乱用未然防止のための広報啓発を積極的に実施するとともに、保健所、精神保健福祉センター等における相談体制の強化、関係諸機関によるネットワーク体制の整備等を推進する。また、効果的な治療回復プログラムの開発や普及、薬物乱用者の社会復帰支援等を推進する。

② 薬物犯罪組織の壊滅に向けた取組の強化

薬物犯罪組織の維持及び拡大を支える末端乱用者の検挙を推進することや、各種捜査手法を積極的に活用すること等により、薬物犯罪組織の首領や幹部の検挙、これらの者に対する厳正な刑事処分、薬物犯罪収益の剥奪等の取組を強化する。また、巧妙化・広域化・潜在化を強める密輸・密売手口に対応し、取締り体制の強化、装備資機材の整備等を行う。

③ 合法ハーブ等と称して販売される薬物等の新たな乱用薬物への対応

二次的な犯罪や健康被害を引き起こす合法ハーブ等と称して販売される薬物に的確に対応するため、指定薬物への迅速かつ効果的な指定を推進するとともに、販売業者に対する監視指導等の強化、水際対策、啓発ポスターの配布等による国民に対する広報啓発等を推進する。また、監視指導等の体制の強化、薬物鑑定技術や装備資機材の高度化を行うとともに、指定薬物の規制に関する法令面での措置について検討する。

④ 薬物密輸の水際阻止の強化

巡視船艇や航空機による監視及び警戒、外国からの入港船舶に対する立入検

査の実施、麻薬探知犬の有効活用、税関相互支援協定等の二国間協力の枠組みの活用、国内外の関係機関との情報交換、国内関係機関による合同取締り等の実施及び連携の強化、密輸手口の巧妙化・多様化に応じた取締り体制及び取締り機器の整備等により、水際における薬物密輸の阻止を強化する。

⑤ 薬物対策に関する国際協力の推進

国連麻薬委員会等の各種国際会議や地域会合への積極的な参加を通じ、国際的な薬物情勢の把握に努めると同時に、我が国の取組を発信していくこと等により、国際協力体制の一層の強化に努める。また、UNODC（国連薬物犯罪事務所）への拠出等を通じ、東南アジア諸国を主たる対象とする薬物対策支援を行う。

（４）銃器対策の推進

① 暴力団が管理する拳銃の摘発及び厳正な処分の促進

暴力団が組織的に管理する拳銃に関する情報収集を強化し、暴力団からの拳銃の押収を重点として、各種捜査手法を駆使した取締りをより強力に推進するとともに、厳正な科刑の実現に向けた取組を促進する。また、効果的な内偵捜査及び捜索を行うために、取締り体制の強化や装備資機材の整備を図る。

② 銃器密輸の水際阻止の強化

巡視船艇や航空機による監視及び警戒、外国からの入港船舶に対する立入検査の実施、税関相互支援協定等の二国間協力の枠組みの活用、国内外の関係機関との情報交換や効果的な合同取締り、取締り体制及び取締り機器の整備等により、水際における銃器密輸の阻止を強化する。

③ 銃器対策に関する国際協力の推進

銃器対策に関する国際協力を推進するため、「国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）」の締結に向けて、国内担保法の在り方について検討する。

④ 銃器根絶活動の推進

官民が連携し、様々な広報媒体を活用して国民の違法銃器に対する拒絶意識を高める広報啓発を推進するとともに、各種情報受付窓口を国民に周知して違

法銃器に関する情報を収集するなど、暴力団排除活動と連動した銃器根絶活動を推進する。

⑤ 厳格な銃砲刀剣類行政の推進

銃砲刀剣類所持等取締法の適切な運用により、銃砲等の所持許可の厳格な審査及び不適格者の発見と排除を徹底するとともに、都道府県公安委員会の行う各種講習、地方公共団体の行う狩猟免許等の交付、鳥獣被害対策実施隊員等に対する指示の機会等を利用して、猟銃等の所持者に対し猟銃等の操作、射撃技能の維持向上や適切な使用・保管等に関する指導を徹底し、銃砲等による事件・事故の防止を図る。

(5) 国際組織犯罪対策

① 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約締結のための法整備

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪に適切に対処するため、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結に必要な法整備を早期に完了させ、本条約の速やかな締結を目指す。

② 人身取引対策の推進

「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、人身取引の防止、撲滅、被害者の保護を含む総合的・包括的な対策を推進する。

③ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

ICPOルートや刑事共助条約（協定）に基づく中央当局ルート、各種国際会議等を通じ、国際組織犯罪に係る情報交換や国際捜査協力を積極的に推進するとともに、通訳・翻訳担当職員の育成強化、有能な通訳人の確保を行う。また、外国人の受入れが国際組織犯罪等による治安の悪化の要因とならないように、外国人犯罪グループに関する情報収集を強化する。

④ 「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）」の締結【再掲】

査証免除措置の下で安全な国際的渡航を一層容易にしつつ、両国国民の安全

を強化するため、「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）」を締結し、関係国内法令制定を始めとする協定実施のために必要な基盤を整備する。

⑤ 刑事共助条約（協定）締結に向けた作業の推進

国際的な犯罪に的確に対処するため、対象国の法制度の調査及び対象国との各種協議を実施するなど、刑事共助条約（協定）、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の締結に向けた作業を推進する。

⑥ 国外逃亡被疑者対策の推進

国外に逃亡した被疑者の身柄の確保に積極的に取り組む。また、国外の関係機関と連携し、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促進する。

⑦ 国際的な連携の推進

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

⑧ アジアを中心とした国際的な枠組みの積極的構築

国境を越える犯罪に的確に対応するため、ASEAN諸国との閣僚会合、中国・韓国・ベトナム等高級実務者会合等の設立及びその後の継続的な参加を通じて、アジア諸国を中心とした関係各国との協力関係を構築する。

（6）組織的に敢行される各種事犯への対策

① カード犯罪及び偽造通貨対策の推進

偽造キャッシュカード等による預貯金の不正払戻しを未然に防止するため、金融機関に対し、セキュリティ・レベルの向上、キャッシュカード利用に伴う様々なリスクに係る顧客への説明態勢の整備等を求める。また、通貨に対する国民の信頼の維持に万全を期するため、国民に対し通貨に係る偽造防止技術の周知活動を行うとともに、関連業界と連携して偽造通貨の行使しにくい環境整備を進め、さらに、海外からの偽造通貨の流入阻止を図る。

② 違法風俗店等対策の推進

違法風俗店等に対する関係機関の連携による定期的な立入り、違反業者及び悪質な雇用主に対する厳正な取締りや行政処分等を実施するとともに、売買春の防止等に関する広報啓発を強化することにより、風俗店等における人身取引及び不法就労並びに違法風俗店等を確実に排除する。

③ ヤード対策の推進

いわゆる「ヤード」（周囲を鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業に使用していると認められる施設）の実態把握に努めるとともに、各種法令違反に係る行政指導、悪質・有害なヤードの摘発等を行い、犯罪の温床となるヤードの解体に向けた諸対策を推進する。

④ 密漁事犯の根絶

我が国排他的経済水域における漁業に関する主権的権利の行使並びに我が国周辺水域及び遠洋水域における我が国漁船の漁業関係法令の遵守に関し、水産庁漁業取締船及び取締航空機並びに海上保安庁巡視船艇及び航空機により外国漁船・日本漁船の漁業の監視・取締りを実施し、密漁事犯の根絶を図る。

⑤ ワシントン条約に基づく野生動植物の貿易管理

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（ワシントン条約）に基づき、国内における適正な手続の確保及び関係省庁間の連携を図るとともに、締約国会議における議論への参画等を通じた条約事務局及び関係国の管理当局等との連携、適正かつ厳格な輸出入審査等を推進する。また、規制対象となっている種の違法取引の防止に努めるとともに、我が国における同条約の輸入手続等に関するウェブサイトを整備し、広く普及啓発を図る。

⑥ 希少野生動植物種保存対策の推進

平成25年6月に改正した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づき、業者への立入検査及びインターネットによる希少野生動植物種の違法陳列の監視等を強化するとともに、違法取引等の根絶に向け、罰則の強化等の改正内容について、普及啓発を行う。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を推進する。

⑦ 文化財の不法な輸出入等の規制

「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」及びその国内担保法である「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」等に基づき、引き続き、盗取された外国文化財の国内関係省庁への通知、盗取された国内文化財の外国政府への通知等を実施し、同条約の適切な履行を図る。

⑧ 環境犯罪対策の推進

産業廃棄物の不法投棄等の未然防止及び拡大防止を図るため、専門家からなる支援チーム派遣による都道府県等の取組支援、「不法投棄ホットライン」の運用、電子マニフェストシステムの活用、関係機関による取締りの強化、貨物検査等を通じた水際対策、犯罪鑑識体制等の整備を図るとともに、アジア太平洋地域に対する財政的・技術的支援等を実施する。また、弁護士等の暴力団排除対策の専門家による廃棄物行政担当職員等に対する講習会の開催など、積極的な広報啓発を実施する。さらに、動物の健康及び安全の保持を図るため、平成25年9月より施行された改正「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業の適正化を図るとともに、虐待の具体的事例及び愛護動物の殺傷・虐待等に係る罰則の強化に関する周知徹底等を図り、関係機関間の連携を一層推進する。

5 活力ある社会を支える安全・安心の確保

(1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進

① 児童ポルノ対策の推進

「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、広報啓発やフィルタリング等の普及促進等による被害防止対策、ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策、外国捜査機関等との連携の強化等を実施するとともに、捜査用資機材の整備等により、児童ポルノ事犯の取締りを強化する。また、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めるとともに、相談窓口や学校等における教育相談体制の整備、児童ポルノに関わる規制の更なる検討に資する調査を実施する。

② 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

インターネット上の違法情報・有害情報や、地域社会、歓楽街等における少年への有害な影響から少年を守るため、関係機関等が連携して、スマートフォンを含めた携帯電話に対するフィルタリング等の更なる普及促進を図るほか、少年の性を売り物とする新たな形態の営業等についての実態把握及び取締りの推進並びに更なる対応の強化策の検討を行う。また、これらの営業等による少年被害の防止対策を行うとともに、少年に有害な商品等を取り扱う店、インターネットカフェ等に対する少年の健全育成のための自主的措置の促進等に関する指導・要請や広報啓発等を実施する。

③ 児童虐待対策の推進

警察と児童相談所等の関係機関の連携の強化、研修の実施等を通じて、児童虐待に対応する職員の能力の向上を図るとともに、親の学びの支援、子育てに関して相談しやすい体制の整備、子育て支援事業の普及推進、虐待に関する通告の徹底、児童相談所及び市町村の体制強化、一時保護所の改善、社会的養護の充実、親権に係る制度の適切な運用等を図る。また、各種機会を活用した児童虐待に関する広報啓発を実施する。

④ 子供や女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進

子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した段階で迅速に対処し、その未然防止を図る先制・予防的な活動を引き続き推進するほか、学校、教育委員会等と連携した、小学校等における子供対象の被害防止教室の開催、女性対象の防犯教室の開催等の一層の充実により子供や女性の防犯意識の向上を図る。

⑤ ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進

ストーカー・配偶者からの暴力事案など、女性を脅かす事案による被害の拡大防止等を図るため、平成25年6月に改正されたストーカー規制法及び配偶者暴力防止法の適切な運用、ストーカー・配偶者からの暴力事案等の加害者・被害者に関わる職員に対する研修及び啓発を図るとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の予防と根絶のための意識啓発、婦人相談所等における一時保護等を含む支援に努める。また、ストーカー・配偶者からの暴力事案等を含めた人権相談の電話「女性の人権ホットライン」の利用の促進に努めるほか、

ストーカー事案の加害者へのアプローチによる被害防止施策の検討、ストーカー行為等の規制等の在り方についての更なる検討等を行う。さらに、ストーカー・配偶者からの暴力事案等の対策にも資する安全なまちづくりを行う国際機関の取組への参加を検討する。

⑥ 痴漢・盗撮事犯対策

痴漢・盗撮事犯の抑止を図るため、同事犯の取締りを強化し、鉄道事業者等と連携した広報啓発を推進するとともに、都道府県の迷惑防止条例の制定状況や同条例違反による検挙状況等の情報を集約し、都道府県警察に提供する。

⑦ いじめ問題への対応の強化

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用等による教育相談体制の整備、スクールサポーターの活用、子供の健全育成のための体験活動推進事業、いじめ問題への対応に重点をおいた調査研究等を推進するとともに、近年深刻な問題となっている「ネット上のいじめ」に対する対策として、「学校ネットパトロール」等の取組を支援する。また、子供の人権問題の専用相談電話「子どもの人権110番」の周知・広報に努めるほか、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布すること等により、子供の人権問題を相談しやすい体制を整備する。さらに、各種研修等を通じて、教職員の資質向上や、警察における少年相談活動に従事する職員の対応能力の向上を図る。

⑧ 子供の通学路等の安全確保

通学路等において子供が被害に遭い又は遭うおそれがある場合に一時的な保護と警察への通報を行う「子供110番の家」の活動に対する支援や、「学校安全ボランティア」の養成を行うほか、各地域の防犯ボランティア団体等に対する子供の見守り活動の働き掛けや警察と学校等が連携した防犯教室の推進等により、子供の通学路等の安全確保を推進する。

⑨ 子供が安心して暮らせる環境づくりの推進

地域の教育力を向上させて地域の活性化を図り、子供が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、地域住民等の参画による、学校支援地域本部及び放課後子供教室における取組、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制整備等

といった教育支援活動に対する支援、民生委員・児童委員による個々の問題に応じた支援等を実施するとともに、学校安全教室等を推進する。

⑩ 高齢者を孤立させない地域づくりの促進

高齢者の孤立を防止するため、市町村等による、高齢者の生活実態の把握や社会福祉ニーズの調査、それぞれの能力に応じた社会福祉の制度や支援への高齢者の積極的な接続、関係機関・団体等が連携した防犯教室の開催、地域包括ケアシステムの構築、地域における居場所づくり等を推進するとともに、社会参加の支援を引き続き実施する。

⑪ 人身取引対策の推進【再掲】

「人身取引対策行動計画2009」に基づき、人身取引の防止、撲滅、被害者の保護を含む総合的・包括的な対策を推進する。

(2) 特殊詐欺対策の強化

① 総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進

特殊詐欺の被害を受ける可能性が高い者や特殊詐欺に加担するおそれのある少年等へのあらゆる媒体を活用した広報啓発、直接的・個別的な注意喚起、社会全体で被害を防止する体制の構築等を、関係省庁、金融機関を始めとする関係機関・団体が緊密に連携して実施し、被害防止に努める。また、金融機関における取組の促進、電話等を利用する特殊詐欺の被害防止に資する機器の普及促進、振り込め詐欺救済法等の的確な運用による一層の被害回復を実現し、社会を挙げた特殊詐欺被害防止対策等を推進する。

② 特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策の推進

特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策を推進するため、バーチャルオフィス事業者の約款に顧客の法令違反を解約事由・利用停止事由として盛り込むことの徹底を要請する。また、事業者に対する要請等を通じ、犯行に利用された携帯電話の早期利用停止及び預貯金口座凍結の迅速化と徹底並びに携帯電話・預貯金口座等の契約時等の本人確認の徹底を推進するほか、いわゆる「道具屋」・「出し子」・「受け子」等の検挙等を推進する。

③ 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺事件の検挙

振込型から受取型への犯行手口の変遷や金融商品等取引名目の詐欺の急増等といった最近の特殊詐欺事件の発生状況等を踏まえ、特に、犯行を繰り返すグループに重点を置き、各種特殊詐欺事件の徹底的な取締りを引き続き実施する。

(3) 生活経済事犯への対策の強化

① 模倣品・海賊版対策の強化

模倣品・海賊版の氾濫により知的財産が侵害され、消費者の安全・安心が損なわれることを防ぐため、「知的財産政策ビジョン」（平成25年6月7日知的財産戦略本部決定）及び「知的財産推進計画2013」（平成25年6月25日知的財産戦略本部決定）に基づき、模倣品・海賊版の水際や国内での取締り強化、消費者の意識啓発、海外での取締り要請や在外公館の「知的財産担当官」による日本企業支援等を実施する。

② 悪質商法等に対する厳正な処分の実現

消費者・投資家トラブルの実態を踏まえ、関係機関との緊密な連携の下で、悪質事業者に対する行政処分等を厳正に行うほか、消費者安全法を活用して消費者被害の発生又は拡大の防止を図るなど、悪質商法等の事案・事件について、迅速かつ適切な対応を行う。また、未公開株取引等に係る詐欺的な投資勧誘の問題に関して、ウェブサイト等での注意喚起、無登録業者等に対する警告書の発出及び当該業者名の公表等を引き続き実施する。

③ 悪質商法等による消費者被害の防止

「地方消費者行政活性化基金」が実施する消費生活相談体制の整備等により地方公共団体を支援するとともに、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の的確な運用に努める。また、高齢消費者等の消費者被害を防止するため、電話等による定期的な見守り、協力可能な高齢者宅への通話録音装置の設置等の取組を推進する。

④ 事業者に対する指導監督等の強化

公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、事業者・団体における法令遵守の取組強化や内部通報制度の整備・導入を促進する。

⑤ 食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯等への対策の強化

食品に対する消費者の信頼を揺るがす事犯や健康被害をもたらす事犯に対し、関係省庁が連携して、消費者等に対する迅速かつ効果的な情報提供、取締り等を推進する。このため、全国の地方農政局等に配置された「食品表示Gメン」による小売店舗等における監視・取締りや「食品表示110番」の適切な運用に引き続き取り組むとともに、原産地等に係る科学的分析結果の監視業務への活用等を推進する。

⑥ ヤミ金融事犯対策の推進

「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）に基づき、ヤミ金融の撲滅を図るため、集中取締本部によるヤミ金融取締りを引き続き実施するとともに、関係省庁が連携して、相談窓口の整備強化、「セーフティネット貸付け」の活用、金融経済教育の強化、関係法令の活用等のヤミ金融被害対策を引き続き推進する。また、「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、引き続き、ヤミ金融による被害相談を受けた監督当局は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う。

⑦ 生活保護の不正受給対策の強化

生活保護の適切な受給を図るため、生活保護の不正受給事件等の捜査に関する都道府県警察及び警察庁の体制を強化するとともに、都道府県警察による事件捜査の推進とその適正を確保し、悪質な不正受給事件の的確な取締りを推進する。

⑧ 違法な不用品回収業者への対策の推進

違法な不用品回収を行っている業者への対策として、指導事例の情報交換等を通じて都道府県・市町村等と連携するとともに、普及啓発用のチラシを配布するなどして、国民に向けた普及啓発を引き続き実施する。

(4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進

① 防犯ボランティア活動に対する支援等の充実

防犯ボランティア活動が、持続可能で自律的な活動として更に発展するように、地方公共団体を始めとする関係機関等との連携の下で、多様な活動事例を紹介するほか、経済的支援、地域の特性・ニーズに応じた情報提供、条例の制定促進、防犯ボランティア団体相互間の情報共有、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事の開催等を行う。また、防犯ボランティア活動における次世代リーダー育成等の持続可能な安全・安心なまちづくりに係る課題についての調査研究を実施し、同研究をいかした新たな施策を検討する。

② 的確な犯罪情報及び地域安全情報の提供

自主防犯活動の更なる活性化を図るため、犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な情報等を、ウェブサイトや電子メール等の多様な媒体を活用して、即時に、かつ、分かりやすく提供する。また、危険を予測する能力を高めるとともに、地域の連帯感を強めるため、地域安全マップの更なる普及を図るとともに、適切な作成方法を周知する。

③ 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進

企業等が、自らに直接関係する犯罪の防止に向けて取り組むことや、地域社会の一員として地域の企業従業員及び住民による犯罪抑止活動を支援することなど、安全で安心な社会の実現に向けた取組を行うことを、経済団体等と連携しながら促進する。

④ 健全で魅力あふれるまちづくり（繁華街・歓楽街）の推進

健全で魅力あふれるまちづくり（繁華街・歓楽街）を推進するため、商工会、地域住民、地方公共団体等における問題意識の共有、客引きやスカウト行為等の迷惑行為の取締り及び排除活動、風俗関係事犯及び組織犯罪の取締り、雑居ビル等からの犯罪組織の排除等を推進する。

⑤ 多様な主体の参加による安全で安心な社会の構築及び生活安全産業の育成

セーフコミュニティ活動など、地方公共団体や警察・学校・地域住民等の多様な主体の参加の下で多方面にわたり総合的に行われる、安全で安心な社会の

構築のための取組を、警察による積極的な犯罪情報の提供や働き掛け等を通じて推進する。また、警備業法の適切な運用を通じて、生活安全産業として警備業の質の向上を図るほか、防犯設備業界による住宅等の防犯診断や各種広報活動への支援等を実施し、地域住民や企業等による犯罪対策を促進する。

⑥ 防犯カメラ、CP部品等の普及促進及び空き家の実態把握等の推進

「社会資本整備総合交付金」や「防災・安全交付金」等の活用により商店街等における防犯灯及び防犯カメラの設置を支援するとともに、CP部品（防犯性能の高い建物部品）等の普及を促進するほか、これらの更なる普及方策について検討する。また、空き家等の管理不全による地域の防災・防犯に係る懸念に対応するため管理等に係る実態把握に努めるとともに、都市構造の集約化を目指した既存建物の有効活用等を推進する。

⑦ 地域警察活動の強化

110番通報を受理する警察通信指令の強化、通信指令を担う人材育成の強化及び現場警察官の事案対応力の強化による迅速・的確な初動警察活動を推進するとともに、交番勤務員の適正な配置、交番相談員の充実及び効果的な運用、パトカーの活用等による交番機能の強化を図る。また、伝承教育等を通じた警察官の職務執行力の向上のほか、犯罪の発生状況に応じたパトロール活動の強化、巡回連絡等の活動を推進し、併せて、地域警察活動に係る装備資機材等の整備を推進する。

⑧ 悪質交通違反の取締りの強化

重大な交通事故の原因となる飲酒運転や無免許運転等の悪質危険な交通違反の取締りを強化し、これらの違反の根絶に向けた広報啓発を推進するとともに、効果的な諸対策について検討する。また、暴走族に関しては、違法行為に対する取締りを徹底するほか、暴走族を追放する気運の醸成、暴走行為阻止のための道路交通環境の整備、車両の不正改造防止対策等を組み合わせた総合対策を推進する。

(5) 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進

① 自動車等盗難対策及び盗難車両等の不正流通防止対策等の推進

自動車盗難防止装置の性能向上や普及促進を図るほか、自動車登録制度の厳格な運用による盗難自動車の不正な名義変更の防止を図るなど、関係機関等と連携した自動車等の盗難及び不正な流通防止対策を推進する。また、自動車盗難対策にも資する施策として、電子マニフェストの活用等の使用済自動車が適正に解体されたことを確認する取組の実効性向上について検討する。さらに、自動車等の部品ねらい対策として、ナンバープレートの盗難防止ネジの普及など、セキュリティ機能の向上を図るほか、関係事業者団体と連携して、セキュリティ機能が搭載されたカーナビゲーション機種 of 普及を図る。

② 自転車に関する盗難防止対策の推進

自転車の盗難防止対策として、強靱な錠の標準装備化や二重ロックの励行、防犯設備の整備された駐輪場の設置を促進するとともに、自転車防犯登録の登録率の向上及び市町村からの照会に対する迅速な情報提供により、市町村が放置自転車として撤去した盗難自転車の早期被害回復等を図る。

③ 各種防犯システム等の開発及び普及促進

事業者等と連携を強化し、万引き防止対策として、ICタグ等のIT技術を活用した信頼性の高い万引き防止用機器の更なる開発及び普及を促進するとともに、自動販売機ねらい対策として、破壊・盗難対策が進んでいないガソリン給油所の現金機、食品・券類自動販売機等を対象とした、錠前部分の補強等による自動販売機の堅牢化を促進する。

(6) 犯罪被害者等の保護

① 刑事手続等における犯罪被害者等施策の推進

刑事手続における犯罪被害者の保護及び再被害防止を図るため、必要な情報の提供、女性職員による事情聴取や付添いの実施など、犯罪被害者等の心情に配慮した手続を推進する。また、緊密な連絡、防犯指導、パトロールの強化等の適切な措置を講ずるほか、ストーカー・配偶者からの暴力事案等、重大な被害に発展する恐れが大きい事案の被害者に対し、保護命令の申立てや捜査機関

への被害の届出等に向けた適切な支援を推進する。

② 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進

犯罪被害を早期に軽減し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等に接する職員を対象とする教育・啓発のほか、相談・カウンセリング体制の整備等による精神面での支援、犯罪被害給付制度の適切な運用、性犯罪被害者の医療費等の公費負担による経済的な支援を推進するとともに、犯罪被害者等の心理療法に係る費用の公費負担の在り方について検討する。また、関係機関間の連携を強化し、財政的援助の充実等により、民間被害者支援団体における自主的な活動を促進する。

③ 犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進

中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等により、犯罪被害者等への配慮及び協力への意識の醸成等に努めるほか、様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発を実施するなど、あらゆる機会を活用して、社会全体で犯罪被害者等を支え、地域社会が一丸となって犯罪と対決する機運の醸成を図る。

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

(1) 水際対策

① 船舶を利用する不法出入国者の水際阻止

船舶を利用する不法出入国者を水際で阻止するため、巡視船艇及び航空機による監視警戒、外国からの入港船舶に対する立入検査等を実施するほか、国内外関係機関との情報交換及び連携強化を促進し、新たな密航ルートの解明など、摘発強化に繋がる情報を入手・分析するとともに、分析したデータを活用した効果的な取締りを実施することにより摘発水準の向上を図る。

② 効果的な入国審査の実施と空海港におけるパトロール等の強化【再掲】

出入国審査において、外国人の個人識別情報、事前旅客情報システム、「ICPO 紛失・盗難旅券データベース」等の情報を活用し、情報収集・分析能力を充実強化することにより、厳格かつ効果的な入国審査を行うとともに、海港におけ

るパトロール及び臨船審査、空港の直行通過区域におけるブローカーによる不正行為を防止するためのパトロール等を実施する。また、在外公館においては、査証官の増員を図るなど、査証審査体制の強化を図る。

(2) 不法滞在等対策

① 不法滞在对策、偽装滞在对策等の推進

「摘発方面隊」による摘発の強化、警察と入国管理局との合同摘発の積極的な推進、新しい在留管理制度により得られる情報の活用等を通じ、不法滞在者及び偽装滞在者の積極的な摘発を図り、在留資格を取り消すなど厳格に対応していくとともに、これらを助長する集団密航、旅券等の偽変造、偽装結婚等に係る各種犯罪等について、取締りを強化する。また、地下銀行に対する取締りを徹底するほか、退去強制が決定された者について、安全かつ確実な送還を実施する。

② 外国人雇用状況届出制度の活用の推進

外国人雇用状況届出制度を活用して、外国人の就労状況を適切に把握し、外国人労働者の雇用管理の改善、再就職支援及び不法就労防止を図る。

(3) 情報収集・分析機能の強化

① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

② 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在对策及び偽装滞在对策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等

により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

(1) 人的・物的基盤の強化

① 地方警察官の増員等の人的基盤の強化

「世界一安全な国、日本」の実現に向けて、現場執行力の強化に向けた研修や警察職員の心身の健康増進、退職警察官の活用等の人的基盤の質的強化に努めるほか、合理化・再配置を徹底するなど組織体制の在り方を見直すとともに、地方警察官・警察庁職員等の所要の増員を図る。

② 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化

「世界一安全な国、日本」の実現に向けて、既存人員の再配置等により効果的な組織体制を構築するとともに、検察官・検察事務官、入国審査官・入国警備官、税関職員、矯正施設職員、保護観察官、公安調査官、海上保安官、麻薬取締官、港湾保安調査官及び査証官の所要の増員を図る。

③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備

国民の生活や安心感を脅かす犯罪、海上で敢行される犯罪、テロ等に対処するために必要な警察用車両、航空機、船舶その他の各種装備資機材の整備を推進する。特に、より効率的な犯罪捜査のため、鑑識・鑑定資機材等の整備、犯罪情報技術解析分野に係る資機材の整備・高度化、現場における調査力の強化に必要な装備資機材の整備を推進する。また、それらに資する科学技術について、関係省庁の連携体制の下、ユーザーとなる公的機関のニーズに基づいた研究開発を実施し、実用化を推進する。

④ 治安関係施設の整備の推進

犯罪等への的確な対処、再犯の防止及び厳格な出入国管理を実現するため、老朽化・狭隘化による保安機能の低下及び耐震性能の不備により人命保護能力が欠如している状況にある治安関係施設について、その機能を確保するための所要の整備を計画的に推進する。

⑤ 現場警察活動を支える警察通信の体制強化

警察本部、警察署等において、犯罪捜査や警備活動の指揮を実施するに当たり、事件・事故の発生現場等の状況を映像及びデータにより把握することができるよう、必要な警察通信施設・資機材を整備するとともに、機動警察通信隊の体制強化を図る。

⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進

職場及び各教育施設における、警察官を始めとする治安関係職員を対象とした実践的な教育・訓練を充実させるなど、現場執行力の強化を図るとともに、職務倫理教育を更に推進し、治安関係職員の資質向上を図る。また、取調べ技術の効果的な教育訓練方法や、その効果を持続させるための方策等について、諸外国の制度も参考とした調査研究を実施し、これらを基礎として、取調べ技術の習得・向上のための教育訓練を実施する。さらに、治安関係職員の質的向上を図るため、関係機関間における人事交流の促進を図る。

⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営

女性の視点を反映した組織運営を通じて、治安関係機関の組織力の強化を図るため、治安関係機関において、能力や実績に応じた女性職員の登用や、同職員が更に働きやすい職場づくりを推進する。

⑧ 留置施設の整備と留置管理業務の効率化の推進

被留置者の適正な処遇を推進するため、留置施設において保護室や女性専用施設等の整備を推進するとともに、留置管理業務を効率的に推進するため、集中護送制度の充実やこれに必要な検察庁等における待機場所の整備等を図る。

⑨ 情報通信システムの強化

事案対処能力を強化するため、デジタル秘匿通信の確保、画像伝送機能の強化など、海上保安庁における情報通信システムの強化を推進するとともに、警察情報システムの整備等を着実に実施する。また、警察無線の利便性の向上及び耐災害性の強化を図り、可用性・堅牢性を確保するとともに、更なる秘匿性・機密性を確保するため、警察移動通信システムの高度化を推進する。

⑩ FASTの充実

緊急車両の優先信号制御を行うFAST（現場急行支援システム）の充実により、緊急車両の現場到着時間を一層短縮するとともに、緊急走行に伴う交通事故の防止を図る。

⑪ 重要無線通信妨害対策の推進

重要無線通信妨害事案の発生時の対応強化のため、重要無線通信妨害申告受付の休日・夜間の全国一元化を継続して実施するとともに、休日・夜間における迅速な出動体制を強化する。

⑫ 死因究明体制の強化

「死因究明等の推進に関する法律」に基づいて設置された死因究明等推進会議における検討を経て、死因究明等推進計画を策定し、死因究明等に係る人材の育成並びに施設等及び制度の整備を図るとともに、警察が取り扱う死体の犯罪性の有無を適切に判断するため、検視官の臨場率の更なる向上、警察と医師との連携強化、検視支援装置の整備等を推進する。また、検案医の充実を図るための講習会の実施等に必要な支援を行う。

⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

首都直下地震、南海トラフ巨大地震を始めとした大規模災害発生に備え、業務継続計画の策定及び不断の見直しを行うなど、大規模災害発生時における治安維持機能を確保するための取組を推進する。

（２）証拠収集方法の拡充

① 時代に即した新たな捜査手法の導入

法制審議会からの答申を受け、供述証拠収集手段の適正化・多様化、通信傍受の合理化・効率化等の客観的証拠収集手段の拡充、より充実した公判審理を実現するための諸方策等に係る法整備を行うとともに、捜査員が仮装の身分を使用して関係者と接触するなどして、情報・証拠の収集を行う捜査手法である、仮装身分捜査の導入について検討する。

② 客観的な証拠収集方法の整備

より効率的な犯罪捜査のため、防犯カメラ画像を犯罪捜査により効果的に活用できる環境整備を推進するとともに、DNA型鑑定 of 積極的な犯罪捜査への活用、DNA型データベースの充実、DNA型鑑定員の増強、DNA型鑑定試薬の確保、鑑識・鑑定資機材の整備等により、DNA型鑑定等の体制の充実を図る。また、交通事故事件捜査において客観的な証拠収集を図るための資機材の整備等を推進する。

③ 犯罪の取締りのための情報技術解析体制の強化

警察活動等における情報技術の解析の重要性の増大に的確に対応するため、「不正プログラム解析センター」や「サイバーフォース」の充実を図るほか、最新の電子機器・OS（オペレーティングシステム）やログの解析に対応するための警察その他の捜査機関における情報技術解析用資機材の充実、インターネット観測用システムの高機能化、海外治安機関等との情報共有の推進によるデジタルフォレンジックに係るノウハウ・技術の蓄積、技術力の向上等を推進し、情報技術解析体制を強化する。

（3）犯罪の追跡可能性の確保

① 携帯電話のGPS位置情報に係る捜査の実効性の確保

振り込め詐欺等の被疑者の所在地等の特定のための携帯電話端末のGPS位置情報の取得について、関係ガイドラインの見直しを含め、捜査の実効性が確保されるような仕組みの構築に向けて検討する。

② 情報分析支援システムの高度化

被疑者の迅速な検挙を可能とするため、犯罪手口・犯罪統計等の情報を組み合わせ分析することができる情報分析支援システムについて、検索項目の追加や複数の項目を組み合わせた検索機能の充実化等を図ることによって、その高度化に取り組む。

③ 通信履歴（ログ）の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討【再掲】

サイバー犯罪に対する事後追跡可能性を確保するため、「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について、

所要の措置を講ずることができるよう検討を行い、可能な範囲で速やかに一定の結論を得る。また、サイバー犯罪捜査においては、事後的な犯人の追跡に困難を伴うケースが多々あることから、買受け捜査を積極的に活用するとともに、新たな捜査手法について検討する。

④ データ通信カード契約時等における本人確認徹底の要請【再掲】

サイバー犯罪の事後追跡可能性を確保するため、民間事業者に対して、データ通信カード契約時における公的書類による本人確認の実施やインターネットカフェ利用者の本人確認の徹底、無線LANの無権限利用を防止するための広報啓発等を行うよう要請する。また、現在の携帯電話不正利用防止法では本人確認義務の対象外とされているデータ通信カードの契約時における公的書類による本人確認の在り方について検討する。